

やまさき事務所便り

連絡先: 〒181-0013

東京都三鷹市下連雀 4-16-15-502

☎ 080-5505-0356 ☎ 0422-45-7980

✉ info@yamasaki-sr-office.com

<https://yamasaki-sr-office.com/>

求人票と労働条件の 食い違いが減少

◆4年連続の減少

厚生労働省の発表によると、求人企業がハローワークに提出する求人票の内容と実際の労働条件が食い違っている件数が、6,811件(2018年度)となり、前年度から20%も減少したそうです。2014年が1万2,252件だったそうなので、ほぼ半減となっています。

◆食い違いの内容

食い違いの内訳をみると、多い順から「賃金」「就業時間」「職種・仕事の内容」となっており、産業別では多い順から「医療・福祉」「卸・小売り」「製造業」となっています。

◆改正職業安定法

2018年1月1日施行

このように食い違いが減少している理由のひとつに、職業安定法の改正(昨年1月の施行分)があるようです。ここでその内容を改めて確

認しておきましょう。

- (1) 労働条件変更の際の明示義務
- (2) 求人票等による募集時の明示時効の追加
 - ① 使用期間に関する事項
 - ② 労働者を雇用しようとする者の氏名又は名称
 - ③ 裁量労働制を採用する場合はその旨
 - ④ いわゆる固定残業代を採用する場合の
 - ・固定残業代算定基礎である労働時間数(固定残業時間) および金額
 - ・固定残業代を除外した基本給の額
 - ・固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと
 - ・労働者を派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨
- (3) 罰則等の強化(虚偽の条件によりハローワーク等で求人の申込みを行った場合や、自社のホームペー

ジ等でも労働条件の明示義務等に違反している場合について、罰則・指導監督の強化)

労働条件変更等の明示義務の具体例や求人票のサンプルなどは、厚生労働省のリーフレットが参考になります。人手不足は落ち着いたところも多いようですが、業種によってはまだまだ猫の手も借りたい場合も多いでしょうから、求人にまつわるトラブルは少しでも避けたいところですね。

【厚生労働省リーフレット】

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/000171017_1.pdf

内定辞退率販売事件と 個人情報保護法

◆リクナビの「内定辞退率販売事件」

大手就職情報サイト「リクナビ」等を運営する(株)リクルートキャリアが、自社サ

ービスを利用している就職活動中の学生の「内定辞退率」をAIで予測し、そのデータを30社以上の企業に販売していたとして、法的・企業倫理的な問題となっています。

8月26日、個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）第20条が求める「安全管理措置」を適切に講じず、また同法第23条1項に規定されている「個人データを第三者に提供する際に必要な同意」を得ていなかったとして、同社に対し、委員会発足後初となる是正勧告を行いました。

また、東京労働局も9月6日、同社が職業安定法および指針に違反していたとして、すべての事業について同法違反がないか確認し、必要な是正や再発防止策を講じることなどを求める指導を行いました。

◆すべての事業者は「個人情報取扱事業者」

改正個人情報保護法（平成29年5月30日施行）により、規模の大小に関わらず、何らかの個人情報を取り扱う事業者には、同法が適用されています。自社従業員はもちろん、自社の採用活動への応募者や、自社サービスを利用する顧客の個人情報も、適正に取り扱わなければなりません。

◆個人情報保護委員会のQ & A

個人情報保護委員会では、個人情報の取扱いに関する、わかりやすいガイドラインやQ & Aを公表・更新しています。Q & Aの最新版では、

- ・防犯目的で、万引き・窃盗等の犯罪行為や迷惑行為に対象を限定した上で、顔認証システムを導入しようとする場合の注意点
- ・飲食店で、顧客からの予約を受付時に取得した個人情報の取扱い
- ・「貴社が保有する私の情報すべてを開示せよ」という請求があった場合の対応

など、興味深い論点が盛り込まれています。ほかにも、中小企業向けに抜粋した簡易版Q & Aなども公表されていますので、参考にしてはいかがでしょうか。

【個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & A」（令和元年6月7日更新）】

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/1906_APPI_QA.pdf

10月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特

別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月に降に採用した労働者がいる場合 >

[公共職業安定所]

31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第3期分 > [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出 < 休業4日未満、7月～9月分 > [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付 < 延納第2期分 > [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

～山崎よい一言～

食べ物が美味しすぎて、体重が減りません！

皆さん、腹八分目に抑えましょうね(^^);